

2023年9月

お客さま各位

遠州信用金庫

インボイス制度への当庫の対応について

2023年10月1日より消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。遠州信用金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

事業者登録番号	T9080405000018
商号又は名称	遠州信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中区中沢町81番18号

2023年10月1日より、当金庫が提供するサービスに対して、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に対するインボイスは、原則専用サイトでのWEBによる発行とさせていただきます。但しWEB発行に反映しない一部手数料については受取書及び領収書等に適格請求書要件を記載して発行させていただきます。

WEB発行を希望されるお客さまは、発行依頼書の提出が必要となりますので営業店窓口へお申し出ください。

尚、適格請求書等保存方式に係る制度概要については、国税庁のインボイス制度公表サイトをご参照ください。

【ATM・両替機でのお取引について】

ATM・両替機でのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当するため、インボイスの発行はいたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。したがって、ATM・両替機から出力される「ご利用明細」等については、様式変更は実施いたしませんのでご了承ください。

【一部商品・サービスについて】

当金庫との契約に基づいてお客さまの口座から自動振替される一部商品・サービスの手数料につきましては、通帳等を一緒に保存いただくことで仕入税額控除が可能となるパンフレットをご利用ください。パンフレットは各営業店にてご用意してあります。